

おいしい奈良産協力店認定規程

(目的)

第1条 奈良県は、県産農産物又は県産農産物を原材料とする加工食品（以下、「県産農産物等」という。）の取り扱いに積極的な小売店・百貨店・スーパーマーケットなど（以下、「小売店等」という。）及び飲食店・ホテル・旅館など（以下、「飲食店等」という。）を「おいしい奈良産協力店」として認定することにより、県産農産物等の消費拡大と認知度向上を図る。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとするものは、あらかじめ認定申請書（様式1）を知事に提出し、認定を受けなければならない。

(認定要件)

第3条 認定要件は、以下のとおりとする。

1 小売店等

- (1) 県産農産物等の販売に積極的な小売店等（直売所・個人商店を除く）であること。
- (2) 県産農産物等の販売・利用促進のために、自主的な取組を行っていること。（販売コーナーの設置、県産農産物等を使用した商品の提供、料理レシピ等の掲示など）

2 飲食店等

- (1) 県内に所在する飲食店等であること。
- (2) 日本酒を提供している場合は、常に県産品を取り扱っていること。
- (3) 店舗所在地、連絡先など、店舗情報の公開に異議がないこと。
- (4) 酒類を除いて、主な食材が県産農産物等であるこだわり（自慢）料理を、年間を通して2品以上提供していること。
- (5) 県産農産物等の活用にこだわっていることを店のセールスポイントとし、その情報を積極的に消費者に提供していること。

(審査)

第4条 奈良県は、申請書の書類審査を行ったうえ、店舗訪問により取組内容の確認を行うことがある。

(変更の届出)

第5条 認定を受けたものは、認定申請書に記載した事項に変更が生じ

たときは、速やかにおいしい奈良産協力店認定内容変更届出書（様式2）により、奈良県に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第6条 認定を受けたものは、認定要件を満たさなくなったとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかにおいしい奈良産協力店認定辞退届出書（様式3）に「おいしい奈良産協力店認定証」を添えて、奈良県に届け出なければならない。

（認定の取消）

第7条 奈良県は、認定されたものが認定要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認定店舗として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消されたものは、速やかに「おいしい奈良産協力店認定証」を奈良県に返納するものとする。

（認定後の取り組み）

第8条

1 県

（1） 「なら産彩」ロゴマークの使用承認

県産農産物等の販売・利用を推進する「なら産彩」ロゴマークの使用を認める。なお、「なら産彩」ロゴマークを、県産農産物等のPR等に使用する場合については、別途定める使用細則に基づいて行わせるものとする。

（2） 普及宣伝

県のホームページに「おいしい奈良産協力店」として、店舗名を掲載（ホームページ所有店の場合は要望に応じてリンク）し、PRする等の普及活動を行う。

（3） 情報提供

県産農産物等に関する情報を適宜提供する。

2 おいしい奈良産協力店

（1） 県産農産物等の販売・利用促進のために、自主的な取組を行う。

（販売コーナーの設置、県産農産物等を使用した商品・料理の提供、料理レシピ等の掲示など）

（2） 県産農産物等の販売・利用促進に努めていることをPRする。

（3） 県の取り組み（キャンペーン等）への参加や調査等への協力に努める。

(附則)

この規程は、平成22年4月23日から施行する。

平成27年6月19日 一部改正

平成28年2月12日 一部改正